



外国語指導助手
シェルビー・レイランド
Shelby Leyland



Let's Learn English!

'She took part in the conversation.'
「彼女はその会話に加わった。」

'He likes soccer, so he will take part in the game.'
「彼はサッカーが好きなので、その試合に参加するでしょう。」
……「take part in」=参加する、加わる、協力する

'Wherever I went, the people were friendly.'
「どこへ行っても、人々は友好的でした。=行った場所のどこの人々も友好的でした。」
……「wherever I go」=どこで(に)……しても、どこであろうとも



とても美しかった夕方の白川

美しい大津

1月に、大津カルチャーフェスタへ行ってきました。たくさんのお祭りがあり、とても楽しい時間でした。お茶を飲みながら、茶道の芸術的なお茶会を体験し、またギターやフォークソンググループなどの演奏も楽しむことができました。多くの素晴らしい経験をしましたが、中でも友人であるセイチロウさんと話したことは、とても楽しい時間でした。彼は習字の作品を出展していて、書かれた文字の意味を教えてくださいました。それは「花は、毎年咲きそして枯れていく。自然は永遠に続く」ということでした。

わたしはその意味に納得しました。なぜなら今までに何度もそうだと思えることを体験してきたからです。わたしがアメリカにいれば、冬はたくさん雪が降り、植物は枯れ成長は止まり、緑を楽しむことはできません。でも大津にいるわたしは冬の中でも、お花畑や田園風景の緑をどこでも楽しむことができます。町内にいるだけでもたくさん自然を楽しめるのです。多くの町の人たちは、庭に植物を植え、歩道沿いや塀には苔を見ることもできます。日本は1年を通して美しい場所だと思います。また親友のマリコさんは、いつかいつしよにマラソン大会に出よう誘ってくれました。わたしはその準備を進めています。走りながら白川を横切る時に、大津町の中でも大好きな眺めを見ることが出来ます。白川はとても美しい川です。そこからは、竹林やかなり古い石造りの橋、川に落ちる小さな滝などが見えます。わたしは「美しさ」が日常生活の中に確実に存在している大津町で暮らしていることを本当に気に入っています。

土地・家屋の評価額を確認することができます 平成22年度固定資産税の縦覧期間が始まります

納税者が自分の土地や家屋の評価額を、他の土地や家屋の評価額と比較することができます。評価額を確認する制度で、期間や対象者が制限されています。

- **期間** 4月1日(木)～5月31日(月)
午前8時30分～午後5時(土・日・祝日を除く)
- **場所** 役場税務課
- **縦覧の対象者**
納税義務者本人のほか、同世帯の親族、納税管理人、委任を受けた代理人などが対象です。非課税の土地・家屋の所有者や、課税対象額未満の土地・家屋の所有者や借地人、借家人は縦覧の対象とはなりません。

税は必ず納期内に納めましょう

～町を動かすのはあなたが納める税金です～

町が行う仕事を計画どおり円滑に進めるためには、町税を納期内に自主的に納付してもらう必要があります。貴重な財源である町税を有効に使うためご協力をお願いします。

また、土地(家屋)のみを所有している人は、家屋(土地)の縦覧はできませんのでご注意ください。

- **本人の確認をします**
納税通知書・運転免許証・健康保険証など、本人と確認できるものをご提示ください。本人以外の場合は委任状などが必要です。
- **縦覧は無料です** コピーなどによる交付はしません。

- **安心便利な口座振替をご利用ください**
口座振替の手続きは預貯金通帳・通帳使用の印かん・納税通知書を持って、預貯金口座のある金融機関又は税務課窓口へお越しください。
振替は納期限の日に行います。振替ができなかった場合、納期限の日から10日前後に口座振替不能通知を郵送しますので、これで金融機関や役場会計課で支払ってください。

税金 **くみん** **さら** **なる** **をの**
vol.42
税務課
☎(293)3117

町税納期一覧表

納付月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
町 県 民 税			1期		2期			3期		4期	
(年金天引きの場合)	1期 仮徴収		2期 仮徴収		3期 仮徴収		4期 本徴収		5期 本徴収		6期 本徴収
固 定 資 産 税		1期		2期			3期		4期		
軽 自 動 車 税		全期									
国民健康保険税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
(年金天引きの場合)	1期 仮徴収		2期 仮徴収		3期 仮徴収		4期 本徴収		5期 本徴収		6期 本徴収

学生納付特例制度をご存知ですか

20歳になれば、学生の皆さんも国民年金に加入しなければなりません。しかし、所得が118万円より低い場合は、「学生納付特例制度」があります。これは、社会人になってから保険料を納めることができる制度です。

- ◆ **平成22年度の申請は4月から**
役場で「学生納付特例制度」の申請を受け付けています。申請に必要なものは、①学生証(コピー可)、②年金手帳、③印かん(認印で可。本人の場合は不要)です。
申請は毎年更新が必要です。保険料を納めることが難しい場合は、忘れずに申請を行ってください。
- ◆ **前年度から引き続き申請する場合は、「学生納付特例申請書(ハガキ)」の提出を!!**
平成21年度に学生納付の特例を受けた人で、今年度も引き続き在学する予定の人には「学生納付特例申請書(ハガキ)」を3月末頃に送付しています(在学予定期間が把握できなかった人などには送付されてい

ません)。ハガキに、必要事項を記入して返送することで「平成22年4月～平成23年3月」の申請ができます。

- ◆ **承認を受けると、その期間の保険料が猶予に**
 - ・ 万が一の事故や病気で障害が残ったときでも、障害年金が保証され、申請できます。
 - ・ 猶予を受けた期間は、老齢基礎年金を受けるための必要な期間に含まれますが、年金額の計算には入りません。
 - ・ 学生納付特例期間から10年以内であれば、保険料を納めることができます(追納)。
ただし、保険料を追納する場合、経過期間に応じて加算額が上乗せされ、経過期間が長いほど加算額が高くなりますので、ご注意ください。

■ 問い合わせ 熊本西年金事務所 ☎(355)3261

みんなの国民年金

128

住民課 住民係
☎(293)3112



安全安心おぼしめし

大津町生活安全協議会
役場総務課 地域安全係
☎(293)3111

子どもたちを悲惨な交通事故から守りましょう。

入学シーズンとなり、子どもたちが学校や地域で遊ぶことが増えてきます。子どもたちを事故から守るため交通ルールや交通マナーなど習慣付けを身につけさせるとともに、保護者や地域で守りましょう。

■ **子どもの特性をよく理解し、大人が手本を見せましょう。**

・ 視野が狭く、視点が低い。

・ 大人が見えるものでも、子どもの目線では見えていません。

・ 周りのものが目に入らない。

・ 子どもは、急に走り出すので、道路の反対側から、絶対に声をかけない。

・ そのときの気分によって行動が変わる。

・ 出かける前に叱ったり、急がせたりせず、気持ちを動揺させない。

・ あいまいな言葉は、良く理解できない。

・ 「危ない」「注意しない」だけでなく、何が危険なのかを具体的に繰り返し教えることが大切。

・ 物かげで遊ぶ傾向にある。

・ 子どもは車のかけで遊ぶのが大好きです。姿を見たら注意する。

・ 子どもは、大人のマネをします。

・ 子どものお手本になるように、

今年の犯罪発生状況(平成22年2月)

区分	累計	2月中	前年比
大津署管内	113	55	-95
うち大津町	27	17	-14
おもな発生犯罪	乗物(自転車など)盗 住居など侵入盗難	5件 1件	

- ・ **保護監督をしっかりとしましょう。**
幼児や小学校1、2年生の子どもは、交通安全に必要な能力が未発達なので、さまざまな場面で正しい判断、安全な行動を期待することはできません。子どもから絶対に目を離さないようにし、道路を歩くときは、子どもの手をしっかり握りながら、大人が車道側を歩きましょう。
- ・ **物事を単純に理解します。**
手を上げれば、いつでも、どんなときでも車は止まると思いがちです。信号が青になると、一目散に走り出す傾向があります。